

部活動指導ガイドライン

令和6年4月8日

高浜高等学校

本ガイドラインは、スポーツ庁・文化庁が示す「部活動の在り方に関する総合的ガイドライン」（平成30年9月通知）に基づき、本校における部活動がより効果的かつ持続可能な活動にするための総合的な指針とする。

<今後の部活動に求められる方向性>

①量から質へ

- ・年間活動計画を立てること
- ・参加する大会やコンクールを精選すること
- ・効率的、効果的な活動方法を導入すること
- ・休養日や活動時間を適切に設定すること

②指示から支援へ

生徒の自主的、自発的な参加によるものであるため、生徒自身による主体的な運営がなされることが望ましい。よって生徒自らが進んで部活動に参画できるような雰囲気、環境づくりをすることが重要である。しかしながら、生徒のみでは自主的、自発的な参加や活動は難しい場面もあると考えられるため、教員により適切な支援を行う。

③一律の形態から多様な形態へ

- ・通常の競技種目単位の部活動に限らない
- ・複数校による合同チームを構成する

<本校の目指す部活動の在り方>

学校の活性化を部活動で図りたい。生徒が授業後に部活動を行うことによって、部活動の目標である規則を守り、節度ある行動のできる人間を育成することや人間関係の育成を目指したい。また生徒の自主的、自発的な行動のきっかけづくりとなるよう、入学年次には全員が部活動に登録し、原則、半期（4月～9月）は部活動を続けることを目標としたい。

<感染症対策>

感染症への対策を十分に行って活動する。部顧問の管理のもと、活動前後の手洗い等を行い、部活動での感染症の発生を防ぐこと。また愛知県教育委員会や各種協会より通知があり次第、部顧問へ連絡し、対応策に則り、活動を行う。

1 適切な部活動の方針の策定

校長は毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。それに基づき、部活動顧問は「年間活動計画書」を作成し、校長に提出する。さらに、この「年間活動計画書」はホームページに掲載する等により公表する。

2 適切な休養日等の設定

学期中は、週あたり2日以上（平日に1日（原則として木曜）と土日のいずれか1日）の休養日を設けること。長期休業中は、ある程度の休養期間（オフシーズン）を設けること。特に夏季休業中の活動日は30日を上限とする。

1日の活動時間は、原則として平日は2時間、学校の休業日は3時間とする。また始業前の活動については、補助的で最小限の活動とし、特別活動部に申請書を提出すること。特に始業前に活動しなければならない理由を明記すること。また生徒の通学に要する時間や学校生活の負担にならないよう十分に配慮すること。

3 学校単位で参加する大会等の見直し

学校の部活動が参加する大会やコンクールの全体像を把握し、週末等に開催されるさまざまな大会やコンクールに参加することが、生徒の過度な負担とならないよう配慮する。

4 事故防止

けがや事故を未然に防止し、安全な活動を実現するための学校全体としての万全の体制づくりをおこなう。各部活動顧問は、生徒はまだ自分の限界や心身への影響等について、十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達の段階や体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意すること。さらに事故が起こってしまった場合の対処方法の確認、医療機関への連絡体制の整備にも留意すること。

部活動中は各部活動の顧問が生徒の活動に立ち会い、直接指導することが原則であるが、やむを得ず直接活動に立ち会えない場合は、他の教員と十分に連携、協力し、生徒の安全確保に留意すること。

5 体罰等の根絶

①殴る、蹴る等の行為②社会通念、医学・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難いまたは限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。③パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等をおこなう。④セクシュアルハラスメントと判断される発言や行為をおこなう。⑤身体や容姿に係ること、人格否定的な発言をする。⑥特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。以上のようなものは体罰等として決して許されないものである。なお、生徒間でも同様の行為がおこなわれないよう十分に留意する。